バイリンガルサポーター制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、外国語対応が可能な職員を「バイリンガルサポーター」(以下「サポーター」という。)として登録することにより、行政事務に活用することを目的として、バイリンガルサポーター制度を設置し、その運用について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「サポーター」とは、市の国際交流事業に参画して市 民レベルの草の根の交流を促進させるとともに、住民への円滑な情報提供に協 働する市職員をいう。

(募集)

第3条 国際交流課長は、必要に応じてサポーターを募集する。

(登録)

第4条 サポーターとして業務を行おうとする者は、国際交流課長の登録を受け なければならない。

(登録の要件)

- 第5条 サポーターとして登録しようとする者は、次に掲げる要件を備えた者 とする。
 - (1) 日本語及び外国語を用いた日常会話ができる者
 - (2) サポーターとして登録することについて、所属長の了承を得た者 (登録の申請)
- 第6条 サポーターとして登録しようとする者は、バイリンガルサポーター登録 申請書(第1号様式)により国際交流課長へ申請しなければならない。

(登録事項の変更方法)

第7条 サポーターは、前条の登録事項に変更のあったとき、又は登録を取り消 そうとするときは、バイリンガルサポーター登録事項変更・登録抹消届(第2 号様式)を国際交流課長へ提出しなければならない。

(協力依頼)

第8条 国際交流課長は、サポーターに活動を依頼する場合、事前にサポーター 及びその所属長に対して協力依頼を行うものとする。

附則

この要綱は、平成29年9月21日から施行する。

バイリンガルサポーター登録申請書

バイリンガルサポーター制度要綱第6条に基づき、下記のとおり申請します。

記

ふりがな					
氏 名					
年 齢					
所 属	課			係	(班)
海外滞在歴					
日本語以外の言語につ	いて				
会話可能な言語					五
通訳経験	有	•	無		
翻訳経験	有	•	無		
検定その他自己評価					
日本語以外の言語につ	いて				
会話可能な言語					語
通訳経験	有	•	無		
翻訳経験	有	•	無		
検定その他自己評価					
	彩		在	日	П

第2号様式

バイリンガルサポーター登録事項変更・登録抹消届

国際交流課長 あて

届出年	月日	 年	月	月
所	属			
氏	名			

バイリンガルサポーター制度要綱第7条に基づき、バイリンガルサポーター登録事項について、変更 ・ 登録抹消 したいので下記のとおり届け出ます。

記

1. 登録変更する事項

	変更前	変更後
(1) 氏名		
(2)所属		
(3)「日本語以外の言 語について」変更 箇所		

2. 登録を抹消する